

資 料

(法人税改革)

今般の法人税改革のポイント

- 今般の法人税改革は、法人課税を成長志向型の構造に変えるもの。より広く負担を分かち合い、「稼ぐ力」のある企業や企業所得の計上に前向きな企業の税負担を軽減する。
 - 企業の収益力改善に向けた投資や新たな技術開発等への挑戦がより積極的になり、それが成長につながっていく。
 - 改革を通じて、企業が収益力を高めれば、継続的な賃上げが可能な体質となり、より積極的な賃上げへの取組みが可能となる。
- 27年度を初年度とし、以後数年で、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す。
 - ・ 27年度改正において、先行減税分を含めて、27年度▲2.51%、28年度▲3.29%の引下げを決定。[第1段階]
 - ・ 28年度改正においても、課税ベースの拡大等により財源を確保して、28年度における税率引き下げ幅の更なる上乘せを図る。(▲3.29% + α)
さらに、その後の年度の税制改正においても、引き続き、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指して、改革を継続する。[第2段階]
- 27年度改正においては、税率引下げとあわせて「欠損金繰越控除の見直し」や「外形標準課税の拡大」などの改革を行う。
- 地域経済を支える中小法人への影響に配慮して、27年度は大法人を中心に改革を行う。
賃上げへの配慮措置や中堅企業の負担増の軽減措置、改革を段階的に実施する等の激変緩和措置も講ずる。

経済の好循環の確立に向けた取組み

(法人税改革の趣旨)

- 「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」ことにより、法人課税を成長志向型の構造に変える。
- より広く負担を分かち合い、「稼ぐ力」のある企業の税負担を軽減することで、企業の収益力の改善に向けた取組みがより積極的になり、それが成長につながっていくようにする。
- この改革を通じて、企業が収益力を高めれば、継続的な賃上げが可能な体質となり、より積極的な賃上げへの取組みが可能となる。

⇒ コーポレートガバナンスの強化や政労使の連携とあいまって、経済の好循環の確立を目指す。

コーポレートガバナンスの強化

日本の企業文化を変え、経営者の前向きな取組みを積極的に後押しするためのコーポレートガバナンスの見直し

社外取締役規定の改正

日本版ステewardシップコード

JPX-Nikkei400の導入

「コーポレートガバナンス・コード」の作成

政労使の連携

企業収益の拡大を消費・投資の拡大に結びつける経済の好循環に向け、政労使の間で共通認識を醸成 ※

賃金上昇に向けた努力

取引企業の仕入価格の上昇等を踏まえた価格転嫁

仕事・役割を重視した賃金体系への見直し等

サービス産業の生産性向上

女性が働きやすい環境整備

法人税改革

成長志向に重点を置いた法人税改革を推進

先行減税を含む法人実効税率の引下げ

欠損金繰越控除の見直し、外形標準課税の拡大等

賃上げへの配慮措置(所得拡大促進税制の拡充等)

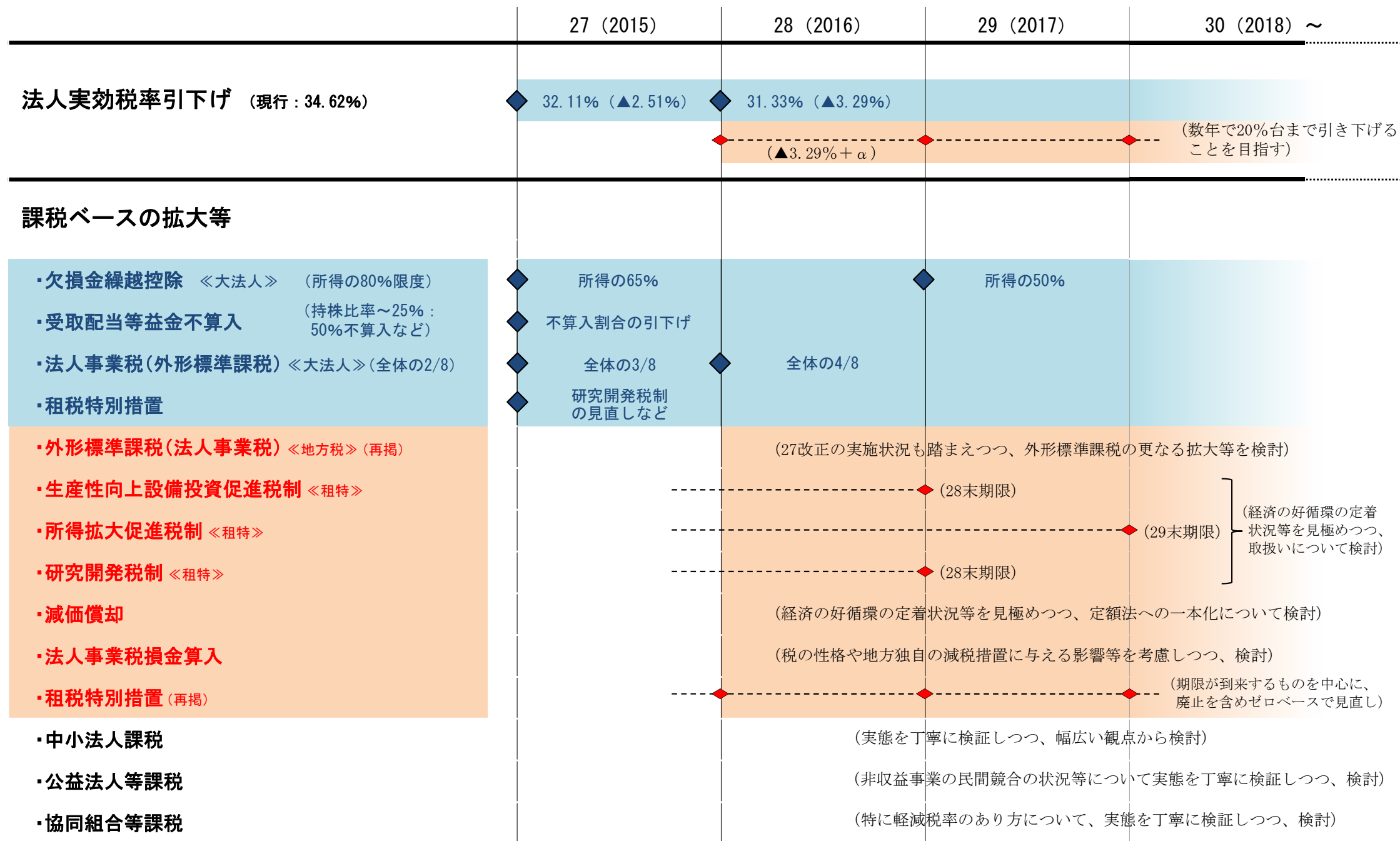
2段階での改革(アベノミクス税制は後で見直し)

日本経済全体の生産性を高め企業の「稼ぐ力」を強化

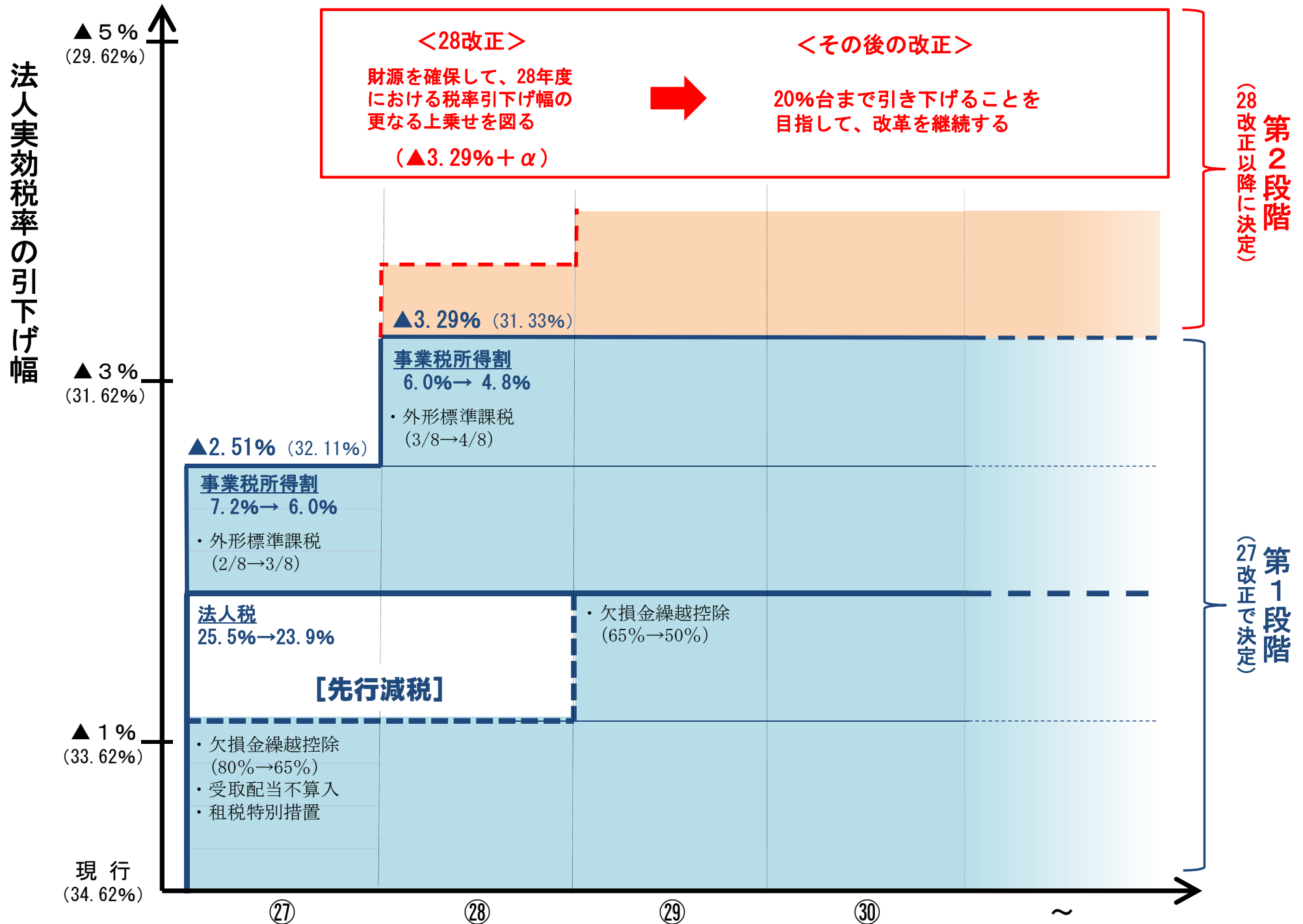
デフレ脱却と経済の好循環へ

※「経済の好循環の継続に向けた政労使の取組について」
(平成26年12月16日)

法人税改革の枠組み（イメージ）



法人実効税率引下げの道筋（イメージ）



欠損金繰越控除の見直し①（概要）

- 欠損金の繰越控除制度が課税ベースを大きく侵食している状況を改善するとともに、控除制限を受けたくない企業には収益改善のインセンティブをもたらすよう、大法人の控除限度（現行：所得の80%）を、27年度に「所得の65%」、29年度に「所得の50%」に引き下げる。
- 再建中の法人や新設法人への影響に配慮し、7年間は所得の全額を控除可能とする特例を導入する。
（上場等の場合は、以後の事業年度は対象外とする。また、本特例の導入にあわせて、23年度改正の経過措置は、本特例に統合して廃止する。）
- 繰越期間（現行：9年間）については、いたずらに延長するとより長期にわたり税金を節約できるようになり、早期の収益改善の逆インセンティブになることや、帳簿保存期間などとの整合性を踏まえ、10年に延長する（29年度に生じた欠損金から適用）。

《現 行》

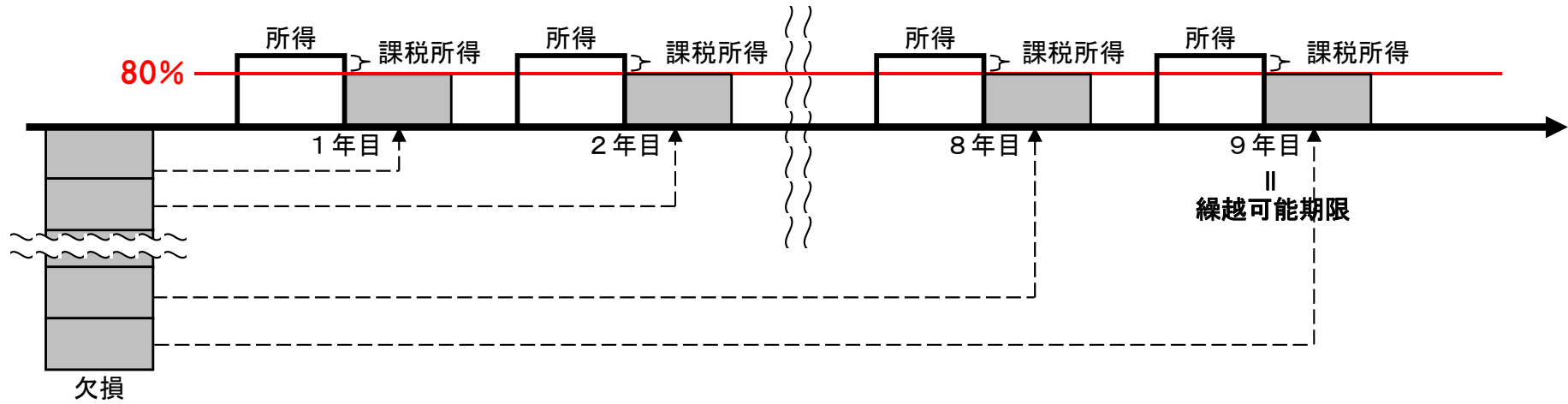
控除限度 (大法人)	所得の80%
再建中の 法人の扱い	所得の全額 (再生計画認可の決定等から7年後まで) ※ 平成23年度改正法の施行前に再生手続開始の決定等があった法人を対象 (経過措置)
新設法人 の扱い	—
繰越期間	9年

《改革案（平成27年度改正）》

平成27年度以降：所得の65% 平成29年度以降：所得の50%
所得の全額 (再生計画認可の決定等から7年後まで) ※ 再上場等の場合、以後の事業年度は対象外。 ※ 平成23年度改正の経過措置については、統合して廃止。
所得の全額（設立から7年後まで） ※ 上場等の場合、以後の事業年度は対象外。
10年に延長 ※ 控除限度が所得の50%となる平成29年度以降において生じた欠損金について適用。 ※ 帳簿書類の保存要件、欠損金に係る更正及び更正の請求の期間も10年に延長。

欠損金繰越控除の見直し②（収益改善のインセンティブ）

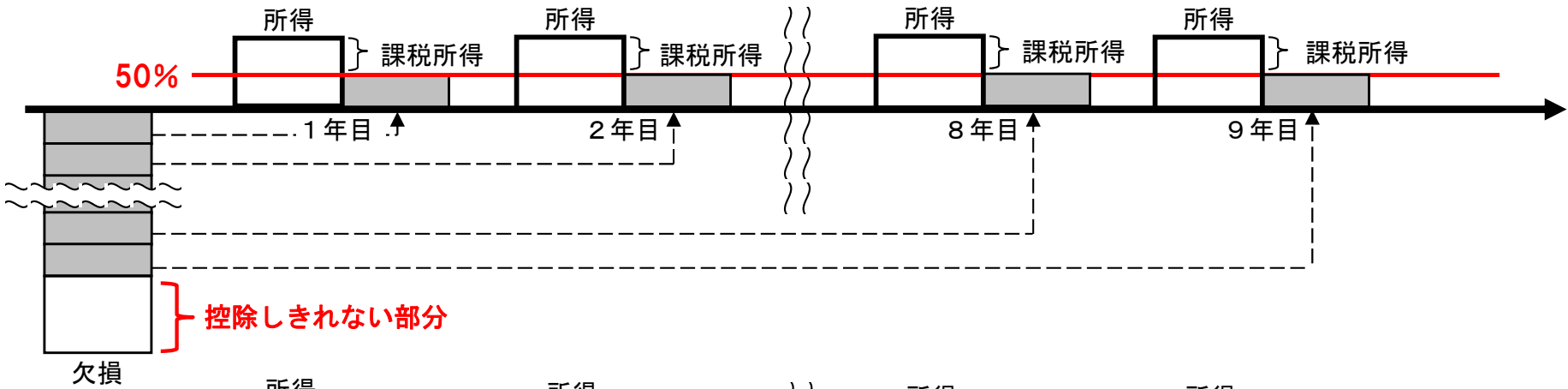
現行



改革案（控除限度を引下げ）

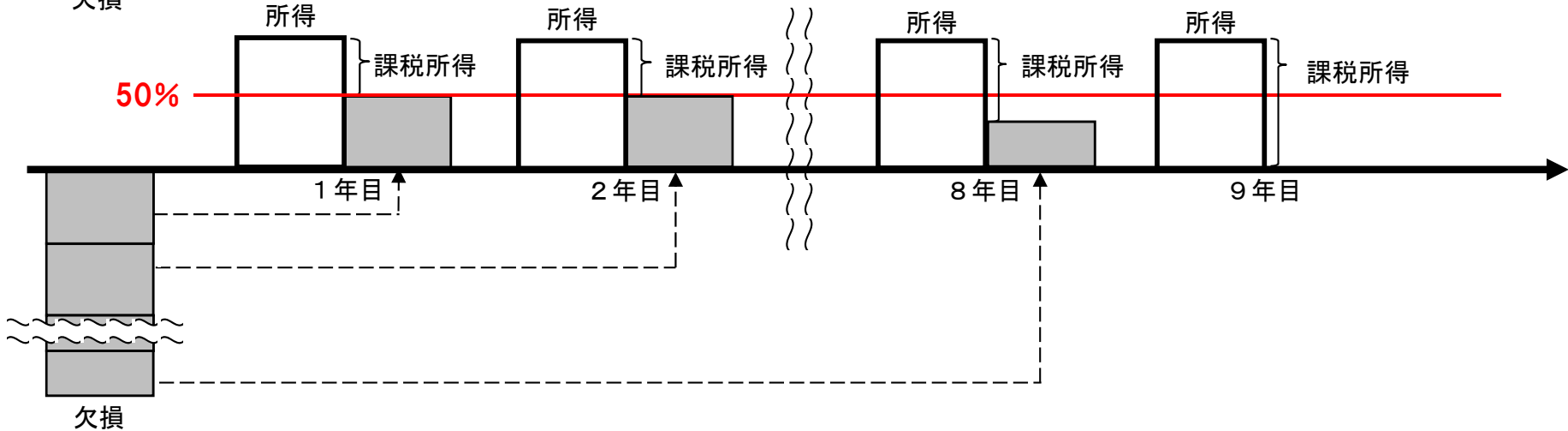
〔所得が少ない場合〕

欠損金を控除しきれない



〔所得が多い場合〕

欠損金を全額控除できる

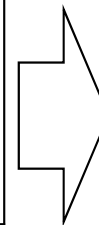


受取配当等益金不算入の見直し（概要）

- 支配目的の株式と、それ以外の目的（例えば、資産運用目的）の株式等との間で、取扱いを分ける。
- 「支配目的の株式（＝持株比率が高い株式）」への投資については、経営形態の選択や企業グループの構成に税制が影響を及ぼすことのないように100%益金不算入としつつ、持株比率の基準（現行：25%以上）を「1/3超」に引き上げる。
- 「支配目的が乏しい株式等（＝持株比率が低い株式等）」への投資は、他の投資機会（例えば、債券投資）との選択を歪めないように、益金不算入割合（現行：50%）を引き下げることとし、持株比率5%以下の場合には20%益金不算入（ETF以外の株式投資信託は全額益金算入）とする。

《現 行》

	持株比率	益金不算入割合
益金不算入割合	25%未満	50%
	25%以上	100%
株式投資信託の分配金	分配金の額の1/2（1/4）の額について、50%益金不算入	



《改革案（平成27年度改正）》

持株比率	益金不算入割合
5%以下	20%
5%超 1/3以下	50%
1/3超	100%
※ 保険会社は、顧客の資金を運用しており、改革の影響が広く顧客に及ぶおそれがあることから、特例として「持株比率5%以下」の株式の配当について40%益金不算入。	
0%益金不算入（全額益金算入） ※ ETFの分配金は、株式との交換が可能である点を踏まえ、20%益金不算入。	

法人事業税の外形標準課税の拡大①（概要）

○ 地方法人課税における応益課税を強化し、企業が「稼ぐ力」を高めるインセンティブともなるよう、大法人の法人事業税のうち、外形標準課税（現行：全体の2/8）を、27年度に「全体の3/8」、28年度に「全体の4/8」に拡大する。（これにあわせて、所得割の税率（現行：7.2%）を引き下げる。）

- 法人事業税の1/4に導入されている外形標準課税を2年間で1/2に拡大する。

現行 1/4 → ②⑦3/8 → ②⑧4/8

- 付加価値割と資本割の比率は、現行通り2:1とする。

付加価値割 現行 0.48% → ②⑦0.72% → ②⑧0.96%

資本割 現行 0.2% → ②⑦0.3% → ②⑧0.4%

所得割 現行 7.2% → ②⑦6.0% → ②⑧4.8% (※)

(※) 施行時期

②⑦: 平成27年4月1日から平成28年3月31日の間に開始する事業年度に適用

②⑧: 平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用

現行

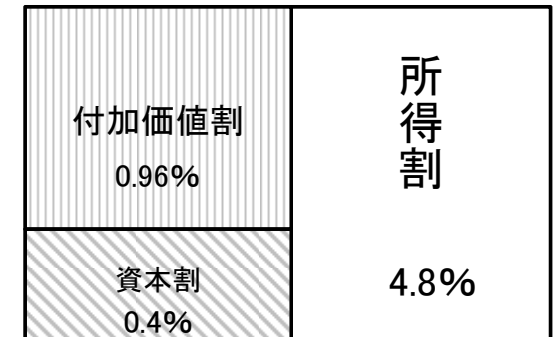
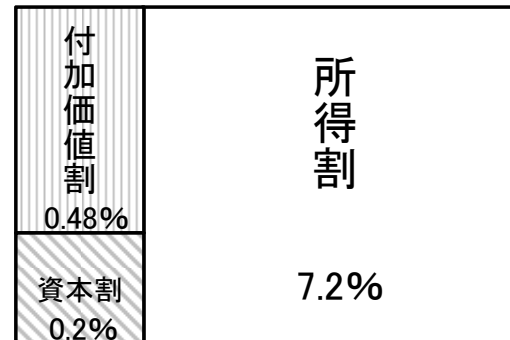
改正案

所得割の税率

7.2% → 6.0% → 4.8%

法人実効税率

▲1.5%



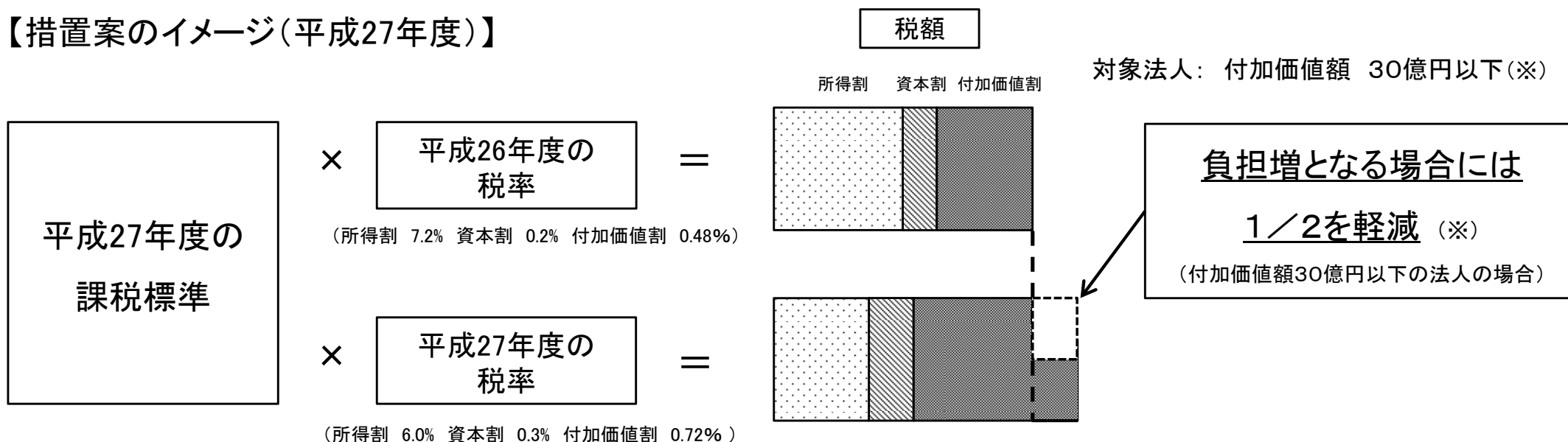
※ 所得割の所得400万円以下、400万円超から800万円以下の税率は、比例的に措置する。

※ 所得割の税率には地方法人特別税を含む。

法人事業税の外形標準課税の拡大②（配慮措置）

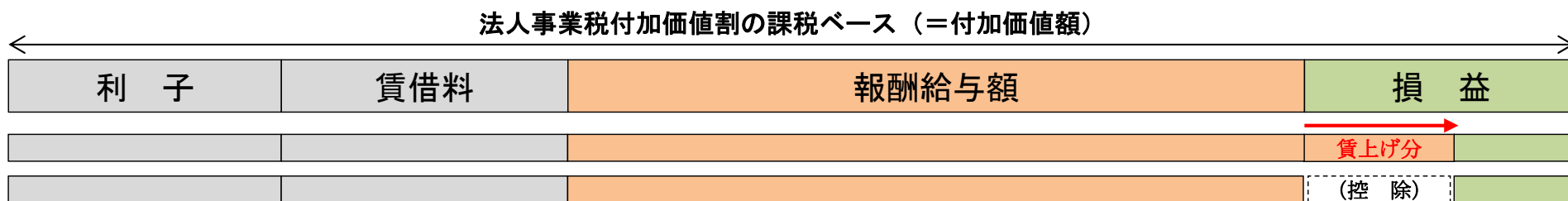
- 一定規模以下の法人において、外形標準課税の拡大により負担増となる場合、2年間に限り、負担変動に対する配慮措置を講ずる。

【措置案のイメージ(平成27年度)】



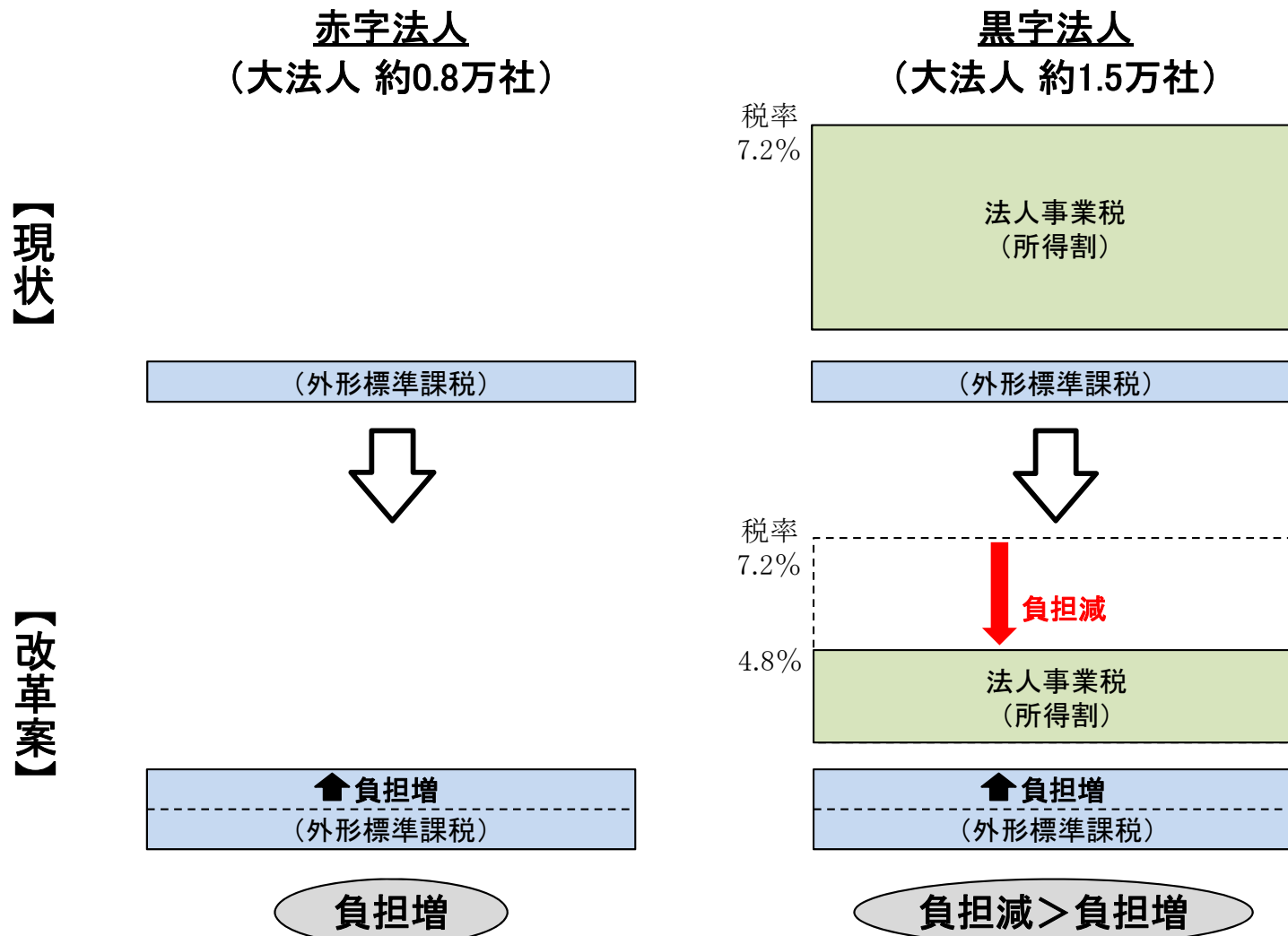
※ 付加価値額30億円超40億円以下の法人については、1/2から0の間でなだらかに軽減率を引下げ。

- 法人事業税（外形標準課税）においても、法人税の所得拡大促進税制の要件を満たす場合は、給与等支給額の増加分を付加価値割の課税ベースから控除する制度を導入する（地方版「所得拡大促進税制」）。



法人事業税の外形標準課税の拡大③（稼ぐ力へのインセンティブの向上）

- 外形標準課税の拡充によって、
 - 赤字の大法人にとっては現状よりも負担増（→黒字法人化のインセンティブ）
 - 稼ぐ黒字の大法人にとっては現状よりも負担減となり、利益を増加させるインセンティブ
 - 赤字法人の黒字化に伴う負担増（税金で持って行かれる度合い）が緩和され、稼ぐ意欲が向上
- ⇒ 攻めの経営に適した税制に



研究開発税制（総額型）

- 控除限度額の総枠は「法人税額の30%」を維持しつつ、オープンイノベーションを推進する観点から、共同研究・委託研究などの「特別試験研究費」については、控除限度を別枠化（5%）。（限度超過額の繰越制度は廃止。）
- 「特別試験研究費」の範囲を拡充するとともに、税額控除率を引き上げる。

《現 行》

控除限度の総枠	法人税額の30%
一般試験研究費	
税額控除率	8～10%（中小法人12%）
控除限度額	法人税額の30% （今年度末まで。原則は20%） ※ 控除限度超過額は1年間繰越。
特別試験研究費	
範 囲	以下の試験研究に要する費用 ①国の試験研究機関等・大学との間の共同・委託研究 ②民間企業との共同研究 ③中小企業者への委託研究 ④技術研究組合の組合員が行う協同試験研究 ⑤希少疾病用医薬品・医療機器に係る試験研究
税額控除率	12%
控除限度額	一般試験研究費の控除限度の枠内

《改革案（平成27年度改正）》

法人税額の30%
8～10%（中小法人12%）
法人税額の25% ※ 控除限度超過額の繰越は廃止。
以下のとおり拡充 ・「③中小企業者への委託研究」について、委託先に、公益法人等（※社会医療法人等を含む）、地方公共団体の機関・地方独立行政法人（※公立病院を含む）等を追加 ・⑥中小企業者に支払う知的財産権の使用料を追加
①：30%、②～⑥：20%
法人税額の5%（別枠）

租税特別措置の見直し

○ 今回期限が到来する21措置についてゼロベースで検討し、19措置について見直しを行う。

① 中小法人等の軽減税率(15%)	単純延長
② 研究開発税制 <一部> 総額型の控除限度額の上乗せ (法人税額の30%)	縮減+一部拡充 (→前頁)
③ 生産等設備投資促進税制	廃止
④ アジア拠点化推進法の認定法人の所得控除	廃止
⑤ 環境関連投資促進税制 <一部> 太陽光・風力発電設備の即時償却	縮減 (太陽光発電設備分は廃止)
⑥ 商業・サービス業を営む中小企業者等の経営改善設備の特別償却・税額控除	縮減 (対象者の限定等)
⑦ 技術研究組合の所得計算の特例	縮減 (対象資産の限定)
⑧ 協同組合等の貸倒引当金の特例 <一部> 繰入限度額の上乗せ(12%)	単純延長
⑨ くるみん認定企業の行動計画期間中の取得建物等の割増償却(1年32%)	縮減+一部拡充 (対象資産を計画記載資産に限定し、償却率を引下げ。一部、3年割増償却化)
⑩ 障害者就労支援事業所との取引が増加した企業の資産の割増償却(1年30%)	廃止
⑪ 生活衛生同業組合の共同利用施設の特別償却(6%)	縮減 (取得価額要件の設定)
⑫ 医療機器等の特別償却 (高額機器12%・医療安全機器16%)	縮減 (医療安全機器分は廃止)

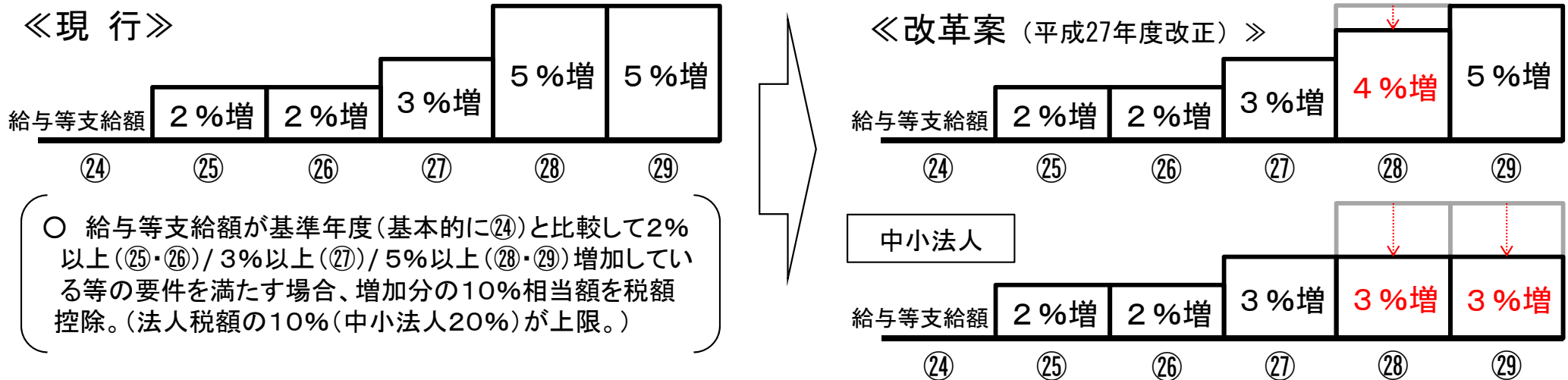
⑬ 特定地域における機械等の特別償却 半島、離島、奄美群島 (割増償却(5年32%(建物等48%))) 過疎地域(特別償却(10%(建物等6%))) 振興山村(特別償却(10%(建物等6%)))	全体として縮減+一部拡充 [単純延長] [単純延長] [縮減+拡充](対象者を中小企業に限定等。5年割増償却化)
⑭ 特定再開発建築物等の割増償却(5年) 都市再生事業関係(40%・50%) 市街地再開発事業関係(10%) 雨水利用施設(10%) 中心市街地活性化事業関係(10%)	全体として縮減(一部廃止) [縮減](償却率の引下げ) [廃止] [縮減](対象地域・施設の限定) [単純延長]
⑮ 関西文化学術研究都市の研究施設の特別償却(12%(建物等6%))	縮減 (新增設に限定)
⑯ 特定資産の買換え特例(80%圧縮記帳) <一部> 「所有10年超の土地・建物等」→「300㎡以上の土地・建物・機械装置・鉄道車両等」	縮減 (買換え資産から機械装置・コンテナ貨車を除外し、地方→大都市への買換えは圧縮率を引下げ)
⑰ 船舶の特別償却(16%・18%)	縮減 (規模・環境性能要件の強化)
⑱ 倉庫用建物の割増償却(5年10%)	縮減 (規模要件の強化)
⑲ 特定農産加工品生産設備等の特別償却 <一部> 新用途米穀加工品等製造設備(30%)	廃止
⑳ 農業経営基盤強化準備金	縮減+一部拡充 (対象となる交付金・法人を限定。対象資産を追加)
㉑ 特定信頼性向上設備等の特別償却<一部> 東京圏以外に立地し、専ら東京圏のデータセンターのバックアップを行う設備(15%)	縮減 (償却率の引下げ)

賃上げへの配慮

○ 平成27・28年度において、法人税の先行減税を行い、経済の好循環の定着を力強く後押し。

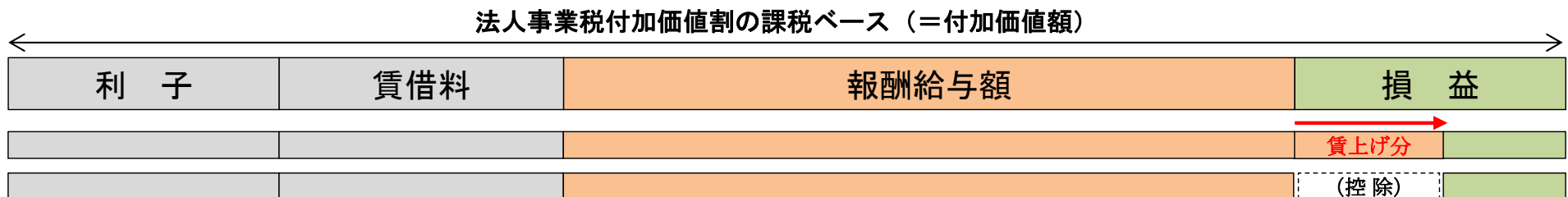
○ 法人税の所得拡大促進税制の要件緩和

- ・ 給与等支給額の増加要件について、毎年度1%ずつ上乗せする形へと要件を緩和し、継続して着実に賃上げに取り組む企業をサポートする。
- ・ さらに、中小法人については、平成27~29年度の要件を一定とし、賃上げへのインセンティブを高める。



○ 法人事業税（外形標準課税）における賃上げへの配慮

- ・ 法人税の所得拡大促進税制の要件を満たす場合は、給与等支給額の増加分を付加価値割の課税ベースから控除する制度を導入する（地方版「所得拡大促進税制」）。



今後の検討課題①（第2段階の改革）

- 平成28年度税制改正においても、課税ベースの拡大等により財源を確保して、平成28年度における税率引下げ幅の更なる上乘せを図る。
 - さらに、その後の年度の税制改正においても、引き続き、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指して、改革を継続する。
 - このため、以下をはじめとして、幅広く検討を行う。
-
- ◇ 大法人向けの**法人事業税の外形標準課税の更なる拡大**に向けて、平成27年度税制改正の実施状況も踏まえつつ、引き続き検討を行う。その際、分割基準や資本割の課税標準のあり方等について検討する。あわせて、外形標準課税の適用対象法人のあり方についても、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。
 - ◇ **生産性向上設備投資促進税制**（平成28年度末期限）、**所得拡大促進税制**（平成29年度末期限）及び**研究開発税制**（増加型・高水準型は平成28年度末期限）については、経済の好循環の定着状況等を踏まえつつ、取扱いについて検討を行う。
 - ◇ **減価償却**については、中小事業者等における設備投資への影響に留意しつつ、経済の好循環の定着状況等を見極めながら、定額法への一本化について、検討を行う。
 - ◇ **法人事業税の損金不算入化**について、税の性格上は損金算入が自然であるとの考え方もある一方、地方独自の減税措置の効果が国税等の課税ベースの変動により減殺されてしまうことや、各税目の税負担が納税者にとって不明確となることを考慮しつつ、検討を行う。
 - ◇ **租税特別措置**については、毎年度、期限が到来するものを中心に、廃止を含めてゼロベースで見直しを行う。

今後の検討課題②

<中小法人課税>

- 全法人の99%を占める中小法人(資本金1億円以下)については、軽減税率や各種の政策税制(例えば、中小企業投資促進税制)が適用されるほか、欠損金繰越控除の控除限度、特定同族会社の留保金課税、法人事業税の外形標準課税をはじめとする多くの制度において、大法人と異なる扱いが認められている。

中小法人の実態は、大法人並みの多額の所得を得ている法人から個人事業主に近い法人まで区々であることから、そうした実態を丁寧に検証しつつ、資本金1億円以下を中小法人として一律に扱い、同一の制度を適用していることの妥当性について、検討を行う。その上で、中小法人のうち7割が赤字法人であり、一部の黒字法人に税負担が偏っている状況を踏まえつつ、中小法人課税の全般にわたり、各制度の趣旨や経緯も勘案しながら、引き続き、幅広い観点から検討を行う。

<公益法人等課税>

- 公益法人等については、非収益事業について民間競合が生じていないか、収益事業への課税において軽減税率とみなし寄附金制度がともに適用されることが過剰な支援となっていないかといった点について実態を丁寧に検証しつつ、その課税のあり方について引き続き検討を行う。

<協同組合等課税>

- 協同組合等については、特に軽減税率のあり方について、事業分量配当の損金算入制度が適用される中で過剰な支援となっていないかといった点について実態を丁寧に検証しつつ、今般の法人税改革の趣旨に沿って、引き続き検討を行う。